| 矯正局長通達発出

保護房収容中のビデオ録画等の義務化

従 前

書面の記録のみ

実力行使時

職員の報告書、視察表等の作成による記録

保護房収容中

監視卓におけるテレビ映像での動静視察 動静記録簿等への記載による記録 職員の目視による動静視察 動静記録簿等への記載による記録

改善策



職員の実力行使の状況

保護房に収容した状況

客観的かつ正確に把握する

実施状況



平成16年4月1日から実施済み

実力行使の状況の録画

被収容者に実力を行使する場合、戒具を使用する場合等、携帯ビデオカメラでその状況を録画するとともに、視察表等に記録する。 録画した場合には、録画した際の状況等を書留簿に記録する。

保護房収容中の全期間の録画

被収容者を保護房に収容した場合、又は普通房で戒具を使用した場合、その収容又は使用の開始から終了までの全期間の状況をビデオテープ等に録画する。

録画した場合には、録画した際の状況等を書留簿に記録する。 ビデオテープ等は5年間保存